

2025 年 9 月 12 日

株主各位

新潟県新潟市中央区東堀前通七番町 1071 番地 1
株式会社第四北越フィナンシャルグループ
代表取締役社長 殖 栗 道 郎

株式分割に関する基準日設定公告

株式会社第四北越フィナンシャルグループ（代表取締役社長：殖栗 道郎、以下「当社」といいます。）は、2025 年 8 月 29 日開催の当社取締役会において、2025 年 10 月 1 日（水曜日）を効力発生日として、当社普通株式 1 株につき 3 株の割合で株式分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を 2025 年 9 月 30 日（火曜日）と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 10 月 1 日（水曜日）付をもって、当社定款第 6 条を変更し、400,000,000 株増加して、600,000,000 株といたします。

以 上

お知らせおよびご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2025 年 10 月下旬にお届けのご住所にお送りする予定です。
- 2025 年 10 月 1 日（水曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。
- （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
- （2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関	：	三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先	：	東京都府中市日鋼町 1－1 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-232-711（通話料無料）
郵送先	：	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第 29 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部